

筋萎縮性側索硬化症 変更理由（シート A）

●CQ 番号： 5

作 成： 辞退

判断に至った過程、協議内容など

CQ.5 は、「機能障害が軽度な筋萎縮性側索硬化症患者に対して、有酸素運動は推奨されるか」である。一次スクリーニングまで終了したが、作成班、SR 班協議の上、日本理学療法士協会ガイドライン第 2 版出版のためのスケジュールまでの二次スクリーニング評価およびその後の作業は困難と判断し、辞退とした。

●CQ 番号： 6

作 成： 辞退

判断に至った過程、協議内容など

CQ.6 は、「機能障害が軽度な筋萎縮性側索硬化症患者に対して、呼吸理学療法は推奨されるか」である。一次スクリーニングまで終了したが、作成班、SR 班協議の上、日本理学療法士協会ガイドライン第 2 版出版のためのスケジュールまでの二次スクリーニング評価およびその後の作業は困難と判断し、辞退とした。

●CQ 番号： 7

作 成： 辞退

判断に至った過程、協議内容など

CQ.7 は、「機能障害が軽度な筋萎縮性側索硬化症患者に対して、ホームエクササイズ指導は推奨されるか」である。一次スクリーニングまで終了したが、作成班、SR 班協議の上、日本理学療法士協会ガイドライン第 2 版出版のためのスケジュールまでの二次スクリーニング評価およびその後の作業は困難と判断し、辞退とした。

●CQ 番号： 8

作 成： 辞退

判断に至った過程、協議内容など

CQ.8 は、「機能障害が軽度な筋萎縮性側索硬化症患者に対して、患者教育は推奨されるか」である。一次スクリーニングまで終了したが、作成班、SR 班協議の上、文献数も少なく、日本理学療法士協会ガイドライン第 2 版出版のためのスケジュールまでの二次スクリーニング評価およびその後の作業は困難と判断し、辞退とした。

●CQ 番号： 9

作 成： 辞退

判断に至った過程、協議内容など

CQ.9 は、「機能障害が進行した筋萎縮性側索硬化症患者に対して、NPPV を併用した運動療法は推奨されるか」である。一次スクリーニングまで終了したが、作成班、SR 班協

議の上、日本理学療法士協会ガイドライン第 2 版出版のためのスケジュールまでの二次スクリーニング評価およびその後の作業は困難と判断し、辞退とした。

●CQ 番号： 10

作 成： 辞退

判断に至った過程、協議内容など

CQ. 10 は、「機能障害が進行した筋萎縮性側索硬化症患者に対して、福祉用具の適用や環境設定を行うことは推奨されるか」である。一次スクリーニングまで終了したが、作成班、SR 班協議の上、日本理学療法士協会ガイドライン第 2 版出版のためのスケジュールまでの二次スクリーニング評価およびその後の作業は困難と判断し、辞退とした。

●CQ 番号： 11

作 成： 辞退

判断に至った過程、協議内容など

CQ. 11 は、「機能障害が進行した筋萎縮性側索硬化症患者に対して、他動運動や自動運動を実施する運動プログラムは推奨されるか」である。一次スクリーニングまで終了したが、作成班、SR 班協議の上、日本理学療法士協会ガイドライン第 2 版出版のためのスケジュールまでの二次スクリーニング評価およびその後の作業は困難と判断し、辞退とした。

●CQ 番号： 12

作 成： 辞退

判断に至った過程、協議内容など

CQ. 12 は、「非経口的栄養摂取や人工呼吸器(TPPV)を使用している障害が重度な筋萎縮性側索硬化症患者に対して、ストレッチング、ポジショニングを実施することは推奨されるか」である。一次スクリーニングまで終了したが、作成班、SR 班協議の上、二次スクリーニング対象の文献数が 3 編と少なく推奨の検討が困難と予測されること、日本理学療法士協会ガイドライン第 2 版出版のためのスケジュールまでの二次スクリーニング評価およびその後の作業は困難と判断し、辞退とした。

●CQ 番号： 13

作 成： 辞退

判断に至った過程、協議内容など

CQ. 13 は、「非経口的栄養摂取や人工呼吸器(TPPV)を使用している障害が重度な筋萎縮性側索硬化症患者に対して、呼吸理学療法は推奨されるか」である。一次スクリーニングまで終了したが、作成班、SR 班協議の上、日本理学療法士協会ガイドライン第 2 版出版のためのスケジュールまでの二次スクリーニング評価およびその後の作業は困難と判断し、辞退とした。

●CQ 番号： 14

作 成： 辞退

判断に至った過程、協議内容など

CQ. 14 は、「非経口的栄養摂取や人工呼吸器 (TPPV) を使用している障害が重度な筋萎縮性側索硬化症患者に対して、TPPV に併用した排痰機器の利用は推奨されるか」である。一次スクリーニングまで終了したが、作成班、SR 班協議の上、日本理学療法士協会ガイドライン第 2 版出版のためのスケジュールまでの二次スクリーニング評価およびその後の作業は困難と判断し、辞退とした。

●CQ 番号： 15

作 成： 辞退

判断に至った過程、協議内容など

CQ. 15 は、「非経口的栄養摂取や人工呼吸器 (TPPV) を使用している障害が重度な筋萎縮性側索硬化症患者に対して、患者・家族への系統的な教育プログラムの実施は推奨されるか」である。一次スクリーニングまで終了したが、作成班、SR 班協議の上、日本理学療法士協会ガイドライン第 2 版出版のためのスケジュールまでの二次スクリーニング評価およびその後の作業は困難と判断し、辞退とした。

●CQ 番号： 16

作 成： 辞退

判断に至った過程、協議内容など

CQ. 16 は、「非経口的栄養摂取や人工呼吸器 (TPPV) を使用している障害が重度な筋萎縮性側索硬化症患者に対して、緩和ケアや自律支援、意思決定支援を実施することは推奨されるか」である。一次スクリーニングまで終了したが、作成班、SR 班協議の上、日本理学療法士協会ガイドライン第 2 版出版のためのスケジュールまでの二次スクリーニング評価およびその後の作業は困難と判断し、辞退とした。

●CQ 番号： 17

作 成： 辞退

判断に至った過程、協議内容など

CQ. 17 は、「非経口的栄養摂取や人工呼吸器 (TPPV) を使用している障害が重度な筋萎縮性側索硬化症患者に対して、車いす、ベッド、移乗援助などの福祉用具の適応・調整を行うことは推奨されるか」である。一次スクリーニングまで終了したが、作成班、SR 班協議の上、症例検討的な文献が多く推奨の検討が困難と思われること、日本理学療法士協会ガイドライン第 2 版出版のためのスケジュールまでの二次スクリーニング評価およびその後の作業は困難と判断し、辞退とした。